

質問書に対する回答

件名) 首都圏中央連絡自動車道 大栄ジャンクション南工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	技術評価 ・入札公告（説明書）	施工計画立案能力の評価項目の「大栄橋A1橋台及び、Cランプ橋部のA2橋台・擁壁施工時」とは、躯体工事に限らず、東関道の路肩規制、仮設防護柵、工事用道路造成、構造物掘削、親杭による締切、場所打ち杭工、地盤改良工など関連する一連の工事が含まれると考えて良いでしょうか。ご教示願います。	そのとおりです。
2	配置技術者の工事経験 ・特記仕様書P2 4-2 配置技術者の工事経験	本工事の配置技術者の施工経験としては、「a)道路土工事」と記載がありますが、施工数量の実績は問わないものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	そのとおりです。
3			
4			